

府子本第931号
令和3年10月1日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(府子本第474号)を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和3年10月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行				
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)				
別紙					別紙				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	(略)	(略)	国 2/3 〔都道府県 1/6〕 〔市町村 1/6〕	利用者支援事業	利用者支援事業	(略)	(略)	国 2/3 〔都道府県 1/6〕 〔市町村 1/6〕
延長保育事業	延長保育事業	(略)	(略)	国 1/3 〔都道府県 1/3〕	延長保育事業	延長保育事業	(略)	(略)	国 1/3 〔都道府県 1/3〕
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	〔市町村 1/3〕	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	〔市町村 1/3〕

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合													
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略)	(略)	国 1/3													
		2 (略)															
		3 (略)															
		4 多子世帯保育料負担軽減支援															
		(1) 一般型 利用者負担額の算定に際し、小学校就学前子ども以外の者及び負担額算定基準子どものうち第2子を2分の1を乗じて得た額、第3子以降を零としていた場合 ア 対象児童(イを除く。)1人当たり月額 (ア) 教育標準時間認定	4のみ	国 1/2													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>8,050円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7,050円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 ～令和元年度上半期</td> <td>5,050円</td> </tr> </tbody> </table>	所得階層区分			対象年度	基準額	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	1,500円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	8,050円	平成29年度	7,050円	平成30年度 ～令和元年度上半期	5,050円	都道府県 1/4
所得階層区分	対象年度	基準額															
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	1,500円															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	8,050円															
	平成29年度	7,050円															
	平成30年度 ～令和元年度上半期	5,050円															
	(イ) 保育短時間認定(満3歳以上) (子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)	市町村 1/4															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>8,150円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>13,300円</td> </tr> </tbody> </table>		所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円			
所得階層区分	対象年度		基準額														
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期		3,000円														
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円															
	(ウ) 保育短時間認定(満3歳未満) (子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)	市町村 1/4															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,650円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>14,800円</td> </tr> </tbody> </table>		所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和3年度上半期	4,500円	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	9,650円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	14,800円			
所得階層区分	対象年度		基準額														
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和3年度上半期		4,500円														
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	9,650円															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	14,800円															
	(エ) 保育標準時間認定(満3歳以上)																

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり月額 400,000円	(略)	(略)
		2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円		
		3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円		
		※ ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料		
		(新規)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																													
		<p>(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>8,250円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 ～令和元年度上半期</td> <td>13,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) 保育標準時間認定(満3歳未満) (子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,750円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 ～令和3年度上半期</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等(小学校就学前子どもであるものに限る。)が2人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等(小学校就学前子どもであるものに限る。)を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、1人当たり月額に2を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 対象児童(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)1人当たり月額</p> <p>(ア) 教育標準時間認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期</td> <td>7,550円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 保育短時間認定(満3歳以上) (子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期</td> <td>7,650円 6,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期</td> <td>13,300円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 保育短時間認定(満3歳未満) (子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度 平成29年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,150円 9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,250円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,500円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和3年度上半期	4,500円	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	9,750円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	15,000円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	7,550円 3,000円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	7,650円 6,000円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	13,300円 6,000円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和3年度上半期	9,150円 9,000円		
所得階層区分	対象年度	基準額																																															
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円																																															
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,250円																																															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,500円																																															
所得階層区分	対象年度	基準額																																															
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和3年度上半期	4,500円																																															
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	9,750円																																															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和3年度上半期	15,000円																																															
所得階層区分	対象年度	基準額																																															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	7,550円 3,000円																																															
所得階層区分	対象年度	基準額																																															
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	7,650円 6,000円																																															
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和元年度上半期	13,300円 6,000円																																															
所得階層区分	対象年度	基準額																																															
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 平成29年度 ～令和3年度上半期	9,150円 9,000円																																															

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																															
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>14,800円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,000円</td> </tr> </table> <p>(エ) 保育標準時間認定(満3歳以上) (子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>7,750円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 ～令和元年度上半期</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 ～令和元年度上半期</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) 保育標準時間認定(満3歳未満) (子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得階層区分</th> <th>対象年度</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市町村民税所得割課税額 48,600円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>9,250円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税所得割課税額 77,101円未満</td> <td>平成28年度</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 ～令和3年度上半期</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特例型 利用者負担額の算定に際し、特定被監護者等のうち第2子を半額、第3子以降を零としていた場合 内閣総理大臣が認めた額</p>	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円	所得階層区分	対象年度	基準額	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,250円	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	15,000円	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円		
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円																																	
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円																																	
所得階層区分	対象年度	基準額																																	
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円																																	
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円																																	
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円																																	
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円																																	
所得階層区分	対象年度	基準額																																	
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,250円																																	
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円																																	
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	15,000円																																	
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円																																	
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	(略)	(略)	国 1/3 〔 都道 府県 1/3 〕 〔 市町村 1/3 〕																															
(以下、 略)	(以下、 略)	(以下、略)	(以下、 略)																																

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	(略)	(略)	(略)
(以下、 略)	(以下、 略)	(以下、略)	(以下、 略)	(以下、 略)

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
養育施設に係る補給交付金等(保育給付認定保護者)								
日用品・文房具等(教育・保育給付認定保護者)								
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園(特別支援教育・保育経費)								
施設後見児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間急病等事業								
児童支援センター訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク構築強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分 計								
合 計								

【記入上の注意】
1. ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑥欄の額に①、②を算じた額を記入すること。

(別表1 以下様式略)

改正後

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補給交付金等(保育給付認定保護者)								
日用品・文房具等(教育・保育給付認定保護者)								
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園(特別支援教育・保育経費)								
施設後見児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間急病等事業								
児童支援センター訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク構築強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型・余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分 計								
合 計								

【記入上の注意】
1. ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑥欄の額に①、②を算じた額を記入すること。

(別表1 以下様式略)

別表2 市町村名 _____

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型		か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②	③
1. 新規参入施設等への巡回支援				
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費				
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援				
合計				

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後

別表2 市町村名 _____

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型		か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②	③
1. 新規参入施設等への巡回支援				
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費				
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援				
4. 多子世帯保育料負担軽減支援				
合計				

(記入上の注意)

- ②③欄には、各1～4の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③の①の欄には「(3)地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。
- ④の①の欄には「(4)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
	計				

現行

(記入上の注意)

- ①欄は、以下から該当するものを記入すること。
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外・単独型)、
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外・並列型)、
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例: 4月3人、5月4人、6月5人・・・ の場合、3人+4人+5人+・・・の合計値)
また、月途中開始の場合は、1月末までの部分については切り捨てて記入すること。

改正後

(略)

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児数 (単位:人・月) ②	集団活動運営者名(法人類型含む) ③	集団活動実施場所の市町村名 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

改正後

(略)

現行

新規

改正後

(4) 多子世帯保育料負担軽減支援

I-ア 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。

ア. 教育標準時間認定

イ. 保育短時間認定 (満3歳以上)

ウ. 保育短時間認定 (満3歳未満)

エ. 保育標準時間認定 (満3歳以上)

オ. 保育標準時間認定 (満3歳未満)

2. ②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。

ア. 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)

イ. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満

ウ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満

3. ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。

ア. 平成28年度

イ. 平成29年度

ウ. 平成30年度

エ. 令和元年度上半期 (①欄がア、イ、エの場合のみ)

オ. 令和元年度 (①欄がウ、オの場合のみ)

カ. 令和2年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)

キ. 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)

4. ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12ヵ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

新規

改正後

1-1-1 一般型
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 教育標準時間認定
 - イ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
 - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
 - エ. 保育短時間認定(満3歳未満)
 - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
 - イ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 平成28年度
 - イ. 平成29年度
 - ウ. 平成30年度
 - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
 - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
 - カ. 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)
 - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

新規

改正後

Ⅱ 特例型		
精算提示額	対券経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③

(記入上の注意)

- ①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
- ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

事業名	総事業費 ①	寄附金その他 の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	運定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所定額 ⑧	国庫補助 交付決定額 ⑨	国庫補助 受入外額 ⑩	差引 額 ⑪(⑩-⑨)
I. 特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業前合計											
所得者減免分加算合計											
特定分計											
II. 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保護型											
養育機関に係る補給給付を行う事業											
日用品・文房具等(教育・保育給付指定保護者)											
調査材料費(施設等利用給付指定保護者)											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育経費											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間児童養育事業											
児童家庭センター訪問事業											
養育支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
一時預かり事業											
一時型・余裕活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型I及び幼稚園型II											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
III. その他分											
放課後児童健全育成事業											
一時預かり事業											
合計											

(別表1 以下様式略)

改正後

事業名	総事業費 ①	寄附金その他 の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	運定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所定額 ⑧	国庫補助 交付決定額 ⑨	国庫補助 受入外額 ⑩	差引 額 ⑪(⑩-⑨)
I. 特定分											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業前合計											
所得者減免分加算合計											
特定分計											
II. 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保護型											
養育機関に係る補給給付を行う事業											
日用品・文房具等(教育・保育給付指定保護者)											
調査材料費(施設等利用給付指定保護者)											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育経費											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間児童養育事業											
児童家庭センター訪問事業											
養育支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
一時預かり事業											
一時型・余裕活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型I及び幼稚園型II											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
III. その他分											
放課後児童健全育成事業											
一時預かり事業											
合計											

(別表1 以下様式略)

【記入上の注意】
 1. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
 2. ⑥欄には、⑤欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 3. ⑧欄には、⑤欄の額に「3. 国庫補助交付決定額の算出」の欄に記載する「3. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の多子世帯保育料特別負担軽減支援の算出」及び「2. 子育て短期支援事業の算出」の合計額を記入すること。
 4. ⑩欄の合計には、各事業間の経費の区分変更を行った上で「運定額(差引額)が算出される場合は当該金額を、それ以外の場合は「I. 特定分」II. 一般分」III. その他分」の区分を組んで区分の変更を行うこと。
 5. ⑪欄の合計には、各事業間の経費の区分変更を行った上で「運定額(差引額)が算出される場合は当該金額を、それ以外の場合は「I. 特定分」II. 一般分」III. その他分」の区分を組んで区分の変更を行うこと。

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

別表2

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名

種類	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1) 新規参入施設等への巡回支援」「(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3の①欄には、「(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入。

現行

(1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名

種類	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
4. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1) 新規参入施設等への巡回支援」「(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3の①欄には、「(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。
- 4の①の欄には「(4) 多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例) 35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

改正後

No.	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

1. ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
 - ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む): 接続型)、ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む): 並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 単独型)、オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 並列型)、キ. 保育所型、ク. 地方数量型
2. ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例: 4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値) また、月途中開始の場合は、1月末までの部分については切り捨てて記入すること。

現行

改正後

(略)

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名	対象幼児数 (単位:人・月)	集団活動運営 者名(法人類型 含む)	集団活動実施 場所の市町村 名	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

改正後

(略)

現行

新規

改正後

(4) 多子世帯保育料負担軽減支援
1-ア 一般型

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - 教育標準時間認定
 - 保育短時間認定(満3歳未満)
 - 保育標準時間認定(満3歳未満)
 - 保育標準時間認定(満3歳未満)
 - オ 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)
 - 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
 - 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
 - ア、平成28年度
 - イ、平成29年度
 - ウ、平成30年度
 - エ、令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
- ③欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - 令和元年度(①欄がア、オの場合のみ)
 - 令和2年度(①欄がイ、オの場合のみ)
 - 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

新規

改正後

1-1-1 一般型
(令第1条第2項第9号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 教育標準時間認定
 - イ. 保育短時間認定(満3歳以上)
 - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
 - エ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
 - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
 - イ. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 - ア. 平成28年度
 - イ. 平成29年度
 - ウ. 平成30年度
 - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
 - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
 - カ. 令和2年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
 - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12カ月におたつて給付した場合は60と記入。

現行

新規

改正後

Ⅱ 特例型

精算提示額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③

(記入上の注意)

- ①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
- ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。